

居 宅 介 護 支 援
重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 セとうち

居宅介護支援事業所 プレジール箕島

居宅介護支援事業所は介護保険の指定を受けています。

【事業所番号 3471502371】

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◇◆

1. 事業所経営法人	1
2. 事業所の概要	1～2
3. 職員体制	2
4. 職員の業務内容	2
5. 利用料金	2～3
6. 加算料金	3～4
7. その他の料金	4
8. その他の料金のお支払方法	4
9. 居宅介護支援の提供にあたって	4～5
10. 居宅介護支援業務の実施方法等について	5～6
11. 利用の中止、変更	6
12. 記録の整備	6
13. 虐待防止について	7
14. 身体拘束に関する事項	7
15. ハラスメント対策について	7
16. 事業継続計画について	8
17. 衛生管理	8
18. 事故防止時の対応方法について	8
19. 苦情・相談の受付について	8
20. 秘密の保持と個人情報の保護について	8～9
* 居宅介護支援サービス利用割合等説明書	9～10

1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 せとうち
(2) 法人所在地 広島県福山市箕島町7504番地3
(3) 電話番号 084-920-2560
(4) 代表者氏名 理事長 蔵 本 直
(5) 設立年月日 平成 13年 12月 28日

2. 事業所の概要

- (1) 事業の種類 指定居宅介護支援事業 平成 14年 9月 1日指定 広島県知事
(事業所番号 3471502371)
- (2) 事業の目的 居宅介護支援事業は、利用者が日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者との連絡調整その他の便宜の供与を行うことを目的とします。
- (3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所 プレジール箕島
〔 当事業のその他サービス 特別養護老人ホーム 短期入所生活介護
ユニット型特別養護老人ホーム 通所介護 〕
- (4) 事業所所在地 広島県福山市箕島町7504番地3
(5) 電話番号 084-920-2560
(6) 事業所管理者氏名 岡田 幸子
- (7) 当事業所の
運営方針 ①要介護状態等にある利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援いたします。
②利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるように援助を行います。
③指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行います。
④関係市町、老人介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
⑤利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (8) 開設年月日 平成 15年 6月 1日
(9) 通常の事業の実施地域 福山市(芦田町・駅家町・加茂町・新市町を除く)

(10) 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日～土曜日 ※ただし12月31日から1月3日までは休み
受付時間	月～土曜日 午前8時30分～午後5時30分 ※予約の場合以外で緊急の場合は転送電話で24時間対応します。 084-920-2560

3. 職員体制

職 種	常 勤	非常勤	計
管理者(主任介護支援専門員)	1 名	0 名	1 名
介護支援専門員	2 名	0 名	2 名
事務職員	1 名	0 名	1 名
備考(兼任の有無)	管理者は介護支援専門員業務を兼任		

4. 職員の業務内容

職種	業務内容
管理者	介護支援専門員等の職員の管理、また、居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。 当事業所の職員に厚生労働省令で定められた指定居宅介護支援の人員基準および運営に関する基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	要介護状態等にある利用者および、その家族の相談を受け、利用者がその心身の状況等に応じて適切な居宅サービスの提供を確保できるよう、また、必要に応じて施設サービスを利用いただけるよう、居宅サービス計画を作成すると共に市町、居宅サービス事業介護保険施設等との連絡調整を行います。
事務職員	居宅介護支援事業所の運営上、必要な事務処理を行います。

5. 利用料金

提供する居宅介護支援に関する居宅介護支援費については、事業者が法律の規定に基づいて申請し、介護保険給付費より支払われます。原則自己負担はありません。

利用料金単価 (基本料金 1月当たり【円】)

居宅介護支援費	要介護1・2	要介護3・4・5
	10,860	14,110

※指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者や、指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(上記を除く。)に居住する利用者については、所定単位数の95%を算定します。

※居宅サービス等の利用に向けて退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われたと認められたケースについては、算定させていただきます。

※契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護給付からサービス利用料金を受領できない場合は、全額を事業者に一旦お支払いいただきます。(償還払い)

※当事業所が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算)に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また、2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

居宅介護支援の業務が適切に行われない場合とは以下のような場合が該当します。

- ・指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求められることや、居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることを文書により説明・交付を行っていない場合
- ・居宅サービス計画の新規作成及び変更にあたって、利用者の居宅を訪問し利用者および家族に面接していない場合、当該計画について利用者又は家族に対し説明・同意・交付を行っていない場合
- ・居宅サービス計画の新規作成や変更時、要介護認定の更新や区分変更時に、サービス担当者会議の開催等を行っていない(やむを得ない場合を除く)場合
- ・居宅サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握のため1月に利用者の居宅を訪問し利用者面接していない場合、その結果を記録していない場合

6. 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本料金	算定回数等
初回加算	3,000円	1月につき
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、必要な情報提供を行った場合(1月につき)
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円	利用者が病院又は診療所に入院し日の翌日又は翌々日に、必要な情報提供を行った場合(1月につき)
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により、1回受けた場合(入院又は入所期間中1回を限度)
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた場合(入院又は入所期間中1回を限度)
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けた場合(入院又は入所期間中1回を限度)
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けた(内1回はカンファレンスによる)場合(入院又は入所期間中1回を限度)
退院・退所加算(Ⅲ)	9,000円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により3回以上受けた(内1回はカンファレンスによる)場合(入院又は入所期間中1回を限度)
通院時情報連携加算	500円	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに同席し、必要な情報交換を計画に記録した場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、居宅を訪問し計画に位置付けた場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	月2回限度

- ※ 初回加算は、新規に居宅サービス計画を作成した場合や要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合に算定します。
- ※ 入院時情報提供連携加算は、利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合に算定します。
- ※ 退院・退所加算は、病院・介護保険施設等に入院、入所していた利用者が退院又は退所し、居宅において居宅サービスを利用する場合に、当事業所の介護支援専門員が当該病院等職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画の作成及びサービスの調整を行った場合に算定します。情報提供の回数・方法により算定区分が異なります。
- ※ 通院時情報提供加算は、利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察をうけるとときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報の提供を受けたうえで、居宅サービス計画に記録した場合に算定します。
- ※ ターミナルケアマネジメント加算は、在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する利用者又は家族の意向を把握した上で、利用者又は家族の同意を得て、居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合に算定します。
- ※ 緊急時等居宅カンファレンス加算は、病院又は診療所の求めにより医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要なサービスの調整を行った場合に算定します。

7. その他の料金

・交通費について(通常の実施地域外からの場合)

通常の実施地域以外でのサービス提供については、利用料の他に交通費として(自動車の場合は1kmにつき50円)実費をいただきます。通常の実施地域内の方については、交通費はいただきません。

8. その他の料金のお支払方法

上記の料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月中旬までに契約者に送付し、請求月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。

●窓口での現金支払い	
●下記の指定口座への振り込み	
振込先	中国銀行 鞆支店
口座番号	304 - 2501380
居宅介護支援事業所 プレジール箕島	
理事長 蔵本 直	
●自動引き落としも可能です	

9. 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は、速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われる

よう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

10. 居宅介護支援業務の実施方法等について

(1) 居宅介護支援業務の実施

- ・指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行いません。

(2) 居宅サービス計画の作成について

- ・指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また利用者は居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
- ・選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行います。
- ・選択制の対象福祉用具の利用者による選択に当たって、必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえて提案を行います。
- ・居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるように努めます。
- ・利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が既に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握し、居宅サービス計画を作成します。
- ・介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ・利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、作成した居宅サービス計画書を交付します。
- ・医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項を尊重して居宅サービス計画の作成をおこないます。

(3) サービス担当者会議の開催方法について

- ・介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅介護サービス等の担当者を招集して行う会議をテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができます。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得て行います。

(4) 利用者への説明・同意等について

- ・利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法やその他の情報通信の技術を利用する方法により提供することで、当該文書を交付したものとすることができます。
- ・介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅

サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認し、同意を得られた場合、居宅サービス計画に位置付けされた居宅サービス事業者に居宅サービス計画を交付します。

(5) サービス実施状況の把握、評価について

- ・サービス実施状況の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。

(6) 情報提供について

- ・介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業所は利用者介護保険施設に関する情報を提供します。
- ・利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、情報の提供に誠意をもって応じます。
- ・要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ります。

(7) 医療との連携

- ・要介護状態の軽減悪化防止、または要介護状態とならないよう予防するとともに、医療サービスとの連携に配慮します。
- ・平時から、利用者の同意を得て主治の医師等との連携を促進します。(居宅サービス計画の交付や必要な利用者の口腔に関する問題、薬剤状況、その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報を提供します。)
- ・退院後早期に介護保険のリハビリテーションを開始することを可能とする観点から、居宅サービス計画に通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションを位置付ける際に、入院中の医療機関の医師を含む主治の医師等の意見を踏まえて居宅サービス計画を作成します。

(8) その他

- ・病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただけるようお願いいたします。また、日頃より介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳と合わせて保管することをお願いいたします。
 - ・利用者の援助目標を達成するために必要な個人情報の提供について、事前に利用者または家族の了解を得た後におこないます。
- また、必要と思われる場合は、ケアカンファレンス時に利用者及び家族の出席をお願いいたします。

11. 利用の中止、変更

契約者は本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約終了を希望される日の7日前までに連絡ください。

12. 記録の整備

- (1) 指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されているものについて、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録にても整備を行います。
- (2) 指定居宅介護支援事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供を完結した日から5年間保存します。

13. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	介護支援専門員	宇根 和昌
-------------	---------	-------

(2) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(3) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。

(4) 成年後見制度の利用を支援します。

(5) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修に参加しています。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

14. 身体拘束に関する事項

事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

15. ハラスメント対策について

事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保し、利用者にとっても介護サービスの継続的で円滑な利用に繋げるために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 利用者及び家族等に、介護保険サービスの仕組みや内容、提供できるサービス範囲や要件の理解を図り、介護保険サービス範囲外の内容について強要されないように対応します。

(2) 利用者及び家族等が安心してサービスを受けられるように、介護現場のハラスメントの定義を周知し、発生した場合によってはサービスの中断や契約解除になることを適切に説明します。

* 介護現場におけるハラスメントの定義

<u>身体的な力を使って危害を及ぼす行為。</u>		
○物を投げつける	○叩かれる	○唾を吐く
○蹴られる	○ひっかく、つねる	○服を引きちぎられる
<u>個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。</u>		
○怒鳴る、大声を発する	○理不尽なサービスを要求する	
○威圧的な態度で文句を言い続ける		
<u>意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。</u>		
○必要もなく手や腕をさわる	○卑猥な言動を繰り返す	
○女性のヌード写真を見せる		
<u>その他</u>		
○従事者の住所や電話番号を聞く	○サービス時のペットの放し飼い	

(3) 事業者は発生時の対応として、状況を確認し、従事者・行為者への対応を指示すると同時に、必要に応じて外部の関係者(地域包括支援センターや医師、行政、警察など)に連絡・通報を行います。

16. 事業継続計画について

事業継続計画(BCP)の策定に当たっては、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

17. 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行います。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

18. 事故防止時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、市町に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

【 家族等緊急時連絡先 】	氏名	続柄
	住所	
	電話番号	
	携帯番号	
	勤務先	

19. 苦情・相談の受付について

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か、次の窓口までお申し出ください。

サービス相談窓口	
居宅介護支援事業所	プレジール箕島
TEL	084-920-2560(代)
担当	岡田 幸子
受付時間	月～土 午前8時30分～午後5時30分

行政機関その他苦情受付機関

福山市保健福祉部介護保険課	所在地	〒720-8501 福山市東桜町3番5号
	電話番号	084-928-1166
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分
広島県国民健康保険 団体連合会 保険介護部介護保険 調査指導係	所在地	〒730-0044 広島市中区宝町4番235号
	電話番号	082-545-0011
	受付時間	午前9時00分～午後5時00分
広島県社会福祉協議会	所在地	〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内
	電話番号	082-245-3441
	受付時間	午前9時00分～午後5時00分

20. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1)事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守

し、適切な取扱いに努めるものとします。

居宅介護支援サービス利用割合等説明書

* 前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護(以後訪問介護等)がそれぞれ位置付けられた居宅介護サービス計画の数が占める割合、および前6月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一のサービス事業所によって提供されたものが占める割合等について、理解が得られるように懇切丁寧に説明を行います。

1. 前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅介護サービス計画の数が占める割合

訪問介護	通所介護	福祉用具貸与	地域密着型通所介護
30 %	51 %	56 %	18 %

2. 前6月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護ごとの回数の中に同一のサービス事業所によって提供されたものが占める割合

訪問介護	あいめいと訪問介護事業所	30	%
	佐藤柔道接骨院 訪問介護愛ホーム	21	%
	ニチイケアセンター杏・ヘルパーステーションさとう	9	%
通所介護	デイサービスセンター プレジール箕島	51	%
	デイサービスセンターぬくもり	8	%
	野上デイサービス愛	8	%
福祉用具貸与	日本基準寝具	35	%
	深川医療器	28	%
	ダスキンヘルスレント	11	%
密着型通所介護	デイサービスセンターえんじゅ新涯	28	%
	デイサービスあいのさと曙	16	%
	リハビリテーション颯 福山手城	16	%

3. 判定期間

前期(3月1日から8月末日) 後期(9月1日から2月末日)

令和 年 月 日

サービス提供責任者(または担当する介護支援専門員)

氏名 _____

連絡先 広島県福山市箕島町7504番地3

居宅介護支援事業所 プレジール箕島 TEL 084-920-2560

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

居宅介護支援事業所 プレジール箕島

説明者 職 名 介護支援専門員 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け 居宅介護支援事業所 プレジール箕島の居宅介護支援サービスの提供に同意しました。

利用者 住 所

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け 居宅介護支援事業所 プレジール箕島の居宅介護支援サービスの提供に同意しました。

上記代理人 住 所

氏 名 印

利用者との続柄